

報告第 1 号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年 2 月 18日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	25.10.28	円 400,050	平成25年5月27日、中原区上小田中3丁目29番2号マンション構内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有の集積所の扉を破損させたもの
2	環境局	25.11.5	円 56,700	平成25年8月15日、多摩区宿河原2丁目4番16号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者が管理するマンションの外壁に接触し、破損させたもの
3	環境局	25.11.13	円 194,940	平成25年8月27日、中原区井田1丁目34番2号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
4	環境局	25.12.3	円 210,395	平成25年10月23日、川崎区渡田1丁目7番6号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、駐車していた被害者所有の小型トラックに接触し、破損させたもの

5	環境局	25. 12. 10	円 99,750	平成25年10月28日、被害者(ア)宅及び(イ)宅先路上で、本市職員が、本市小型ごみ収集車を停車させて作業をしていたところ、ブレーキ操作が不十分であったため、当該小型ごみ収集車が動き出して被害者所有の次の物件に接触し、破損させたもの
6	環境局	25. 12. 10	円 10,645	フェンス (被害者(ア)及び(イ)) 自転車及び植木鉢 (被害者(イ)) 軽トラック (被害者(ウ))
7	環境局	25. 12. 19	円 159,266	
8	環境局	25. 12. 24	円 73,080	平成25年11月16日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
9	環境局	26. 1. 20	円 38,375	平成25年10月29日、川崎区小田栄1丁目9番20号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、道路を横断してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させたもの
10	環境局	26. 1. 16	円 576,322	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の建物の外壁等及び普通乗用車を汚損させたもの
11	建設緑政局	25. 11. 18	円 24,952	平成25年2月16日、麻生区百合丘2丁目12番8号先路上で、蓋の設置されている側溝上を通行中の被害者が、当該側溝の蓋とともに落下し、衣服が破損し、及び被害者が負傷したもの
12	建設緑政局	25. 12. 13	円 24,910	平成23年12月6日、小倉緑地で、路上にはみ出していた樹木の枝が、走行中のトラックの積載物と接触して折れて落下し、被害者を負傷させたもの
13	建設緑政局	26. 1. 8	円 39,120	平成25年8月7日、王禅寺公園で、樹木の枯れ枝が落下し、被害者を負傷させたもの
14	建設緑政局	26. 1. 10	円 21,312	平成25年9月2日、宮前区平6丁目11番先路上で、被害者運転の小型乗用車が走行中、外れていた側溝の蓋に接触し、当該小型乗用車が破損したもの
15	宮前区役所	25. 12. 20	円 7,329	平成25年10月28日、宮前区鷺沼4丁目11番地上下水道局管理地で、本市職員が草刈り作業中、草刈機の刃が、被害者所有の自動販売機の電源コードに接触し、破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
142	24.10.3	田島養護 学校小中 学部増築 その他工 事	川崎市中原区新丸子東 1丁目827番地 大山・大川原・村松共 同企業体 代表者 株式会社 大山組 代表取締役 大山 浩司 構成員 大川原建設株式会社 代表取締役 大川原 久 構成員 株式会社 村松工務店 代表取締役 村松 久	契約金額 892,290,000 円	契約金額 913,024,350 円	26.1.29	既存校舎 改修部分に おいて、外 壁改修工事 を施工した ところ、外 観からでは 見えない損 傷が著しか ったため、 外壁の補修 費用等の増 額変更を行 うものであ る。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
19	25.3.19	塚越住宅 新築工事	川崎市高津区末長一丁目45番28号 大藤・千葉共同企業体 代表者 株式会社 大藤建設 代表取締役 安藤 大樹 構成員 千葉建設株式会社 代表取締役 千葉 昇	契約金額 638,400,000 円	契約金額 640,918,560 円	26.1.14	当初想定 にない地中 障害物が見 つかり、撤 去が必要と なったこと 等のため、 増額変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
108	25.10.3	上丸子小 学校改築 工事	川崎市幸区小倉三丁 目10番25号 ハヤカワ・大藤・沼 田・千代田共同企業 体 代表者 株式会社 ハヤカワ 代表取締役 早川 祐樹 構成員 株式会社 大藤建設 代表取締役 安藤 大樹 構成員 沼田工業株式会社 代表取締役 沼田 順一郎 構成員 千代田建設工業株式 会社 代表取締役 吉澤 重夫	契約金額 1,785,000,000 円	契約金額 1,815,660,120 円	26.1.29	平成25 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
109	25.10.3	子母口小学校・東橘中学校 改築工事	<p>横浜市中区尾上町三丁目39番地</p> <p>浅沼・大藤・三ノ輪・松浦共同企業体</p> <p>代表者</p> <p>株式会社 浅沼組</p> <p>代表取締役社長</p> <p>浅沼 健一</p> <p>構成員</p> <p>株式会社 大藤建設</p> <p>代表取締役</p> <p>安藤 大樹</p> <p>構成員</p> <p>株式会社 三ノ輪建設</p> <p>代表取締役</p> <p>三ノ輪 利郎</p> <p>構成員</p> <p>松浦建設株式会社</p> <p>代表取締役</p> <p>松浦 秀敏</p>	<p>契約金額</p> <p>3,966,900,000</p> <p>円</p>	<p>契約金額</p> <p>4,038,916,560</p> <p>円</p>	26.1.29	<p>平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置により、所定の算出金額に増額変更を行うものである。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
110	25.10.3	子母口小学校・東橋中学校 改築電気 その他設備工事	川崎市高津区子母口9 87番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 孝治 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 赤池 幸男	契約金額 604,485,000 円	契約金額 614,467,440 円	26.1.29	平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置により、所定の算出金額に増額変更を行うものである。
111	25.10.3	子母口小学校・東橋中学校 改築空気調和その他設備工事	横浜市中区尾上町一丁目4番1号 エルゴテック・大同産業共同企業体 代表者 エルゴテック株式会社 代表取締役 落合 康利 構成員 大同産業株式会社 代表取締役 竹原 克俊	契約金額 661,500,000 円	契約金額 677,135,160 円	26.1.29	平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置により、所定の算出金額に増額変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
112	25.10.3	かわさき 北部斎苑 火葬炉設 備改修工 事	新潟市北区島見町33 07番地16 富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海 利彦	完成期限 平成27年 3月31日	完成期限 平成28年 1月29日	26.1.29	入札不調 により本工 事の計画を 見直す必要 が生じたた め、工期の 延長を行う ものである。
113	25.10.3	小向住宅 新築第2 号工事	川崎市中原区今井仲町 375番地3 興建・若井共同企業体 代表者 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男 構成員 若井工業株式会社 代表取締役 若井 純	契約金額 659,041,950 円	契約金額 678,805,950 円	25.12.20	平成25 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	25. 12. 3	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料及び明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
2	25. 12. 3	*****	
3	26. 1. 17	*****	
4	26. 1. 17	*****	
5	26. 1. 17	*****	
6	26. 1. 17	*****	
7	26. 1. 17	*****	
8	26. 1. 17	*****	
9	26. 1. 17	*****	
10	26. 1. 17	*****	
11	25. 12. 3	*****	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるもの
12	26. 1. 17	*****	

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	25.11.5	*****	左記の相手方は、211,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年11月から平成26年9月までの間は毎月18,000円、同年10月は13,500円に分割して支払うこととするもの
2	25.11.7	*****	左記の相手方は、373,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年11月から平成27年4月までの間は毎月20,000円、同年5月は13,000円に分割して支払うこととするもの